

令和5年5月26日
都市局
まちづくり推進課

横浜都心・臨海地域におけるハイグレードな国際交流拠点の形成

～（仮称）北仲通北地区 A1・2 地区を国土交通大臣が認定～

（神奈川県横浜市）

国土交通大臣は、（仮称）北仲通北地区 A1・2 地区を優良な民間都市再生事業計画として認定しました。これにより、認定を受けた事業者は、金融支援や税制上の特例措置の支援を受けることができます。

本事業計画は、横浜都心・臨海地域にて、高水準な宿泊機能や MICE 施設を有するホテルと、ハイグレードな住宅などを整備することにより、新たな国際交流拠点を形成します。

《 本事業計画における主な取組 》

- 高水準な宿泊機能や MICE 誘致可能な大型バンケットを有するホテルと、ハイグレードな住戸を供給することにより、国際的なビジネス拠点を形成
- ペDESTリアンデッキ、水際線プロムナードの整備により、北仲通北地区全体の回遊性を向上
- 広場を整備し、マルシェや住民発案のイベントの開催を通じて、魅力的な観光・賑わい拠点を創出



（仮称）北仲通北地区 A1・2 地区完成イメージ

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

担当：飯塚、小宮、森田、北谷

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542, 32-536, 30-615, 32-544)

03-5253-8127(直通)

民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 申請事業者の名称 株式会社大和地所、住友不動産株式会社

2. 都市再生事業の名称 (仮称) 北仲通北地区A1・2 地区

3. 都市再生事業の目的

本事業計画地は、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の”横浜都心・臨海地域”に位置し、その地域整備方針には、「横浜経済の中心を担うエリア」として、「港と共に発展する横浜ならではの都心形成」などの方針が定められている。また、本事業計画地を含む北仲通地区は、みなとみらいと関内の結節点、多機能な国際交流拠点として、位置付けられている。

本事業計画では高水準な宿泊機能やMICE誘致可能な大型バンケットを有するホテルと、100㎡以上の大型住戸を中心としたハイグレードな住戸を供給することで、横浜の国際競争力向上に寄与する。また、ペDESTリアンデッキ、水際線プロムナード、広場空間の整備を行うことにより、北仲通北地区全体の回遊性を高め、水際空間に賑わいを創出するとともに、街の防災性能を高めることで、都市再生に貢献することを目的とする。

4. 事業施行期間 令和5年4月30日～令和8年11月30日(予定)

5. 事業区域

(1) 位置 神奈川県横浜市中区北仲通6丁目103～126番地

(2) 面積 12,721.00㎡

6. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積 ※確定測量面積	延べ面積 の敷地面積 に対する割合	建築面積 の敷地面積 に対する割合
1	地上40階 地下2階 塔屋2階	5,448.71㎡	97,081.86㎡ (69,739.34㎡)	9,302.31㎡	749.69%	58.57%
合計		5,448.71㎡	97,081.86㎡ (69,739.34㎡)	9,302.31㎡		

(1) 建築物構造、設備及び用途

[建築物番号 1]

- ・ 構造方法 鉄筋コンクリート造
- ・ 設備 昇降設備、駐車場、電気設備、給排水設備、換気設備、空調設備、消火設備、排煙設備
- ・ 用途 ホテル、共同住宅、駐車場

(3) 公共施設の種類・規模等

広場 3,998.62 m²

7. 事業スケジュール (予定)

令和5年 4月 30日 着工

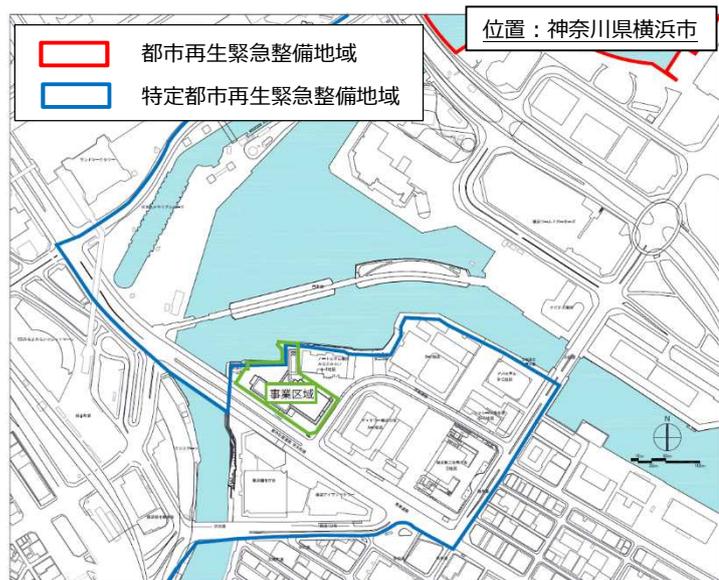
令和8年 11月 30日 竣工

令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
基本設計・実施設計等															
着工															
竣工															

■イメージ図・施設概要図



■周辺状況



施設概要図

